

浜松市新しい生活様式支援天竜材活用事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染症の影響長期化を見据え、厚生労働省が示した「新しい生活様式」への移行を促進するとともに、FSC 認証材である天竜材の利用拡大を図るため、非住宅建築物における密集・密接・密閉の3密対策を目的として、FSC 認証材が使用された木製什器を購入かつ設置した事業者に対し、その木製什器の購入費用の一部について予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年3月31日浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) FSC 認証材とは、浜松市内の FSC 認証林から生産され、浜松市内の FSC-COC 認証取得事業者により製材・加工・納材された木材をいう。
- (2) 非住宅建築物とは、浜松市内に所在する併用住宅・分譲マンション・賃貸マンション・共同住宅の居住部分以外、事務所、店舗、私立保育園・私立幼稚園・私立学校等の教育施設、病院、工場、その他市長が認めた建築物で公の施設を除いた施設をいう。
- (3) 木製什器とは、その大部分または主要部分が木材で製作されたものをいう。
- (4) 3密対策とは、令和2年3月28日付厚生労働省が示した「3つの密を避けましょう」記載の新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐための対策をいう。

(補助対象者等)

第3条 この要綱に定める補助対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者（以下「補助事業者」という。）とする。

- (1) 市内の非住宅建築物における3密対策を目的に、木材の8割以上 FSC 認証材を使用した木製什器を購入かつ設置し、又は自ら当該木製什器を作製し、かつ当該非住宅建築物に設置した事業者
- (2) 市税・県税を完納している者
- (3) 市民税及び県民税の納税について、特別徴収義務者である者（補助金の申請者が給与取得者を雇用する場合に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者及び団体は対象としない。

- (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」と

いう。) 第2条第1号に規定する暴力団をいう。)

- (2) 暴力団員等 (条例第2条第4号に規定する暴力団員などをいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
- (4) (1)から(3)までに掲げる者のいずれかが役員等 (無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。) となっている法人その他の団体
- (5) 前号(1)から(4)に該当する者が経営に事実上参画している団体
- (6) 特定の政治、宗教を目的とする団体
- (7) その他公の秩序に反するおそれがあると認められる団体
- (8) 浜松市3密対策事業者支援事業費補助金、浜松市飲食店パーテーション設置支援事業費補助金及び浜松市飲食店3密対策事業者支援事業費補助金の支援を受けた又は受ける見込みのある者
- (9) 補助対象事業と同一の事業において、他の助成制度による財政的支援を受けた、又は受ける見込みのある者

(事業期間)

第4条 補助金対象事業の実施期間 (以下「事業期間」という。) は、令和2年4月7日から令和3年8月31日までとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助金対象事業の実施に要する経費として、事業期間内に発生し、別表に掲げる補助条件を満たした経費 (消費税及び地方消費税を除く。以下「補助対象経費」という。) とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内で、1非住宅建築物につき、前条に規定する経費の2/3以内とし、かつ、500千円を上限とする。ただし、千円未満は切り捨てとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、令和2年6月18日から令和3年9月30日までに、補助金交付申請書 (様式第1号) に次に掲げる書類を添えて、市長に対し、郵送又は持参により申請しなければならない。

- (1) 事業実績報告書 (様式第2号)
- (2) 法人の登記簿又は開業届 (所管税務署の受付印が有るもの) の写し
- (3) 補助対象経費の支出内容が分かる書類

- (4) 補助金対象事業を実施した状況が分かる書類
- (5) 市税納付・納入確認同意書（様式第3号）
- (6) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し（補助金の申請者が給与取得者を雇用する場合に限る。）
- (7) 暴力団排除に関する誓約書（様式第4号）
- (8) 請求書（様式第7号）
- (9) 前号に規定するもののほか、市長が必要があると認める書類

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきであると認めたときは、申請者に対する補助金の交付及びその額を決定する。

2 前項の規定による決定の通知は、補助金の交付を決定したときは、申請者に対し、補助金交付決定通知書（様式第5号）により通知し、補助金の不交付を決定したときは、申請者に対し、不交付決定通知書（様式第6号）による通知をもって行うものとする。

（立入検査等）

第9条 市長は、補助金の適正な交付のため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又はその職員に当該非住宅建築物に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（補助金の交付決定の取消し）

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する行為をしたときには、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 第3条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき
- (2) 補助金の申請又は補助対象事業において、不正、虚偽又はこの要綱の目的に反する行為、その他不適正な行いがあったとき
- (3) 正当な理由がなく前条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付について不相当と認めるとき

2 前項の規定による補助金の交付の決定の取り消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき、又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金及び遅延損害金を市に納付する。

3 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納

付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

4 規則第18条の規定による返還命令書の通知は、補助金返還命令書（様式第8号）による。

（財産の管理等）

第11条 この要綱による補助金の交付を受けた補助事業者は、取得財産等について、保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管しておかなければならない。

（財産処分の制限）

第12条 この要綱による補助金の交付を受けた者は、補助事業により取得した財産を、市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け又は担保に供してはならない。

2 財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案した期間とする。

（不可抗力に対する補助金対象事業の取扱い）

第13条 前条までの規定にかかわらず、天災等補助事業者の責めに帰すことができない事由により、事業期間内に補助金対象事業の完了が困難となった場合の取扱いについては市長が定める。

（雑則）

第14条 この要綱の定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月18日から施行する。

この要綱は、令和3年3月11日から施行し、令和2年度から令和3年度までの補助金に適用する。

この要綱は、令和3年5月24日から施行し、令和3年度までの補助金に適用する。

別表

事業名	浜松市新しい生活様式支援天竜材活用事業
補助条件	<p>I 補助対象の非住宅建築物は、常に使用していること。または木製什器を購入・設置後、使用見込みであること</p> <p>II 市長が、補助金の活用状況を取りまとめ、これをホームページその他の方法により公表することに同意すること</p>
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木材の8割以上 FSC 認証材を使用した木製什器の購入費 ・ FSC 認証材の購入費（木材の8割以上 FSC 認証材を使用した木製什器を自ら作製かつ設置した場合）